

魚影豊かな川づくり推進支援事業実施要領

平成30年5月1日決裁

第1 趣旨

本事業は、特定非営利活動法人等の地域活動団体や市町村が行う魚類資源の増加に向けての活動を支援することにより、魚影豊かな川づくりの実現を推進するものである。

第2 事業の内容

本事業は別表1のとおり、魚類の放流や産卵床の造成、魚の隠れ場づくりや放流体験などの魚類資源の増加に向けての活動を支援する。

なお、別表1の区分に掲げるメニューのうち1は必ず取り組むものとし、必要に応じて2に取り組むものとする。

第3 事業実施主体

県内で活動する地域活動団体及び市町村

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、原則として1年間とする。

第5 事業費

- 1 この事業の実施に要する経費については、別に定めるところにより助成するものとする。
- 2 この事業の補助額は予算の範囲内において知事が定める額とし、その補助率は1/2以内とする。

第6 事業の実施等の手続

1 実施計画の承認

(1) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、様式第1号により事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

(2) 事業実施計画の承認

知事は、申請のあった事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

2 実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容を変更する場合は、1に準じて知事の承認を受けるものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式第2号の交付決定前着手届を1に準じて知事に提出するものとする。

第7 連携・協調体制

事業実施主体は当該地域の漁業協同組合の放流事業等と連携し、効果的な事業実施に努めるものとする。

また、事業実施主体は予め当該地域で事業実施に必要な関係者との協議を行うものとする。

第8 支援体制

県は本事業を円滑かつ適正に推進するため、埼玉県漁業協同組合連合会など関係機関と連携し、本事業の実施への支援を行うものとする。

第9 助成措置

県は、予算の範囲内において、別に定める魚影豊かな川づくり推進支援事業交付要綱により、本事業の実施に必要な経費について、補助金を交付する。

第10 事業実施状況の報告

事業実施主体は様式第3号により、補助事業の完了後30日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

第12 その他

事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

別表1（第2関係）

区 分	事 業 の 内 容	摘 要
1 魚類放流活動	河川状況や利用状況等に応じた魚類の放流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚類の放流 (汲み上げ・くみ下げ放流を含む)
2 魚類生息環境改善活動	魚種に応じた産卵床の造成等及び水田等を利用した自然産卵促進等といった魚類を増やす取り組みに関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産卵床の造成 ・ 魚巢の設置 ・ 河床耕耘 ・ 水田等での産卵促進 等

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
代表者氏名 ⑩

平成 年度魚影豊かな川づくり推進支援事業の実施計画の（変更）承認申請について

魚影豊かな川づくり推進支援事業実施要領（平成 年 月 日農林部長決裁）第6の1の（1）（第6の2）に基づき、下記のとおり関係書類を添えて（変更）承認申請します。

※ 変更承認申請の場合は、（ ）内の記載とする。

記

1 事業の目的

2 事業実施主体

- （1）名称
- （2）所在地
- （3）代表者職氏名
- （4）設立年月日

3 事業の内容

区 分	実施時期	実施場所	魚種	事業内容	事業量
1 魚類放流活動					
2 魚類生息環境改善活動					

※事業量については放流量、設置数、実施回数を記入

4 事業費

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		
		県 費	自 己 資 金	そ の 他
1 魚類放流活動				
2 魚類生息環境改善活動				
合 計				

5 添付書類

定款、規約等（市町村を除く）

事業実施に係る事業計画及び予算書（総会資料等）

事業実施場所のわかる地図

別紙「漁業協同組合の意見書」（漁業権漁場の場合）

その他、県が必要と認めるもの

様式第2号（第6の3関係）

平成 年度魚影豊かな川づくり推進支援事業費補助金交付決定前
着手（着工）届

番 号
平成 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
代表者氏名 ⑩

平成 年度魚影豊かな川づくり推進支援事業実施計画に基づく下記事業について、
下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

1 交付決定前着手を必要とする理由

2 事業内容

事業区分	事業内容	事業量	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日

条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画 変更は行わないこと。

様式第3号（第10関係）

平成 年度魚影豊かな川づくり推進支援事業実施状況報告

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名

代表者氏名

⑩

魚影豊かな川づくり推進支援事業実施要領（平成 年 月 日農林部長決裁）
第10の規定により、別添のとおり報告します。

別添（様式第3号関係）

平成 年度魚影豊かな川づくり推進支援事業実施状況報告書

事業実施年度	事業実施主体
平成 年度	

区 分	実施時期	実施場所	魚種	実施内容	事業量
1 魚類放流活動					
2 魚類生息環境 改善活動					

- ※ 活動風景が分かる写真や事業量の内訳が分かる書類などを添付すること。
- ※ 事業実施場所がわかる地図を添付すること。
- ※ 事業量については放流量、設置数、実施回数を記入